

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を新調しその使用を開始する件 三三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三四
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三四
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三四
- 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 三四
- 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 三四
- 育種母樹林を指定した件 三四
- 保安林の指定をする予定である件 三四
- 道路の区域を変更する件五件 三四
- 道路の供用を開始する件四件 三四
- 車両制限令の規定により道路を指定する件 三四
- 車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件 三四
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三四

公 告

- 一般競争入札を行う件 三三
- 港湾施設の概要を公告する件の一部を改正する件 三四
- 都市公園を設置する件 三四

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 三三

正 誤

- 令和四年三月十一日付け定例第二百七十四号中 三三

告 示

福島県告示第八十六号

公印を次のように新調し、令和四年四月一日その使用を開始する。
 令和四年三月二十五日

職印

福島県知事 内堀 雅 雄

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立須賀川創英館高等学校用）		福島県立須賀川創英館高等学校の福島県現金出納員
	福島県現金出納員印（福島県立津西陵高等学校用）		福島県立津西陵高等学校の福島県現金出納員
	福島県現金出納員印（福島県立いわき湯本高等学校用）		福島県立いわき湯本高等学校の福島県現金出納員
	福島県現金出納員印（福島県立相馬総合高等学校用）		福島県立相馬総合高等学校の福島県現金出納員

ひのき薬局	名 称	舟田クリニック産科婦人科	所 在 地	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原三四	廃止年月日	令和四年三月三十一日
同 月						

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県告示第百八十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和四年三月二十五日

（文書法務課）

24の2	福島県現金取扱員印（福島県立ふくしま新世高等学校用）	福島県現金出納員印（福島県立だて支援学校用）
		
取扱員	福島県立ふくしま新世高等学校の福島県現金取扱員	福島県立だて支援学校の福島県現金出納員

福島県告示第百九十号

なみ歯科クリニック	名 称	西白河郡泉崎村大字関和久字上野館二〇一三	所 在 地	令和四年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県告示第百八十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
 令和四年三月二十五日

（社会福祉課）

長谷川歯科医院	名 称	南相馬市小高区仲町一四三一六	所 在 地	令和四年二月二十二日
同 年三月一日				

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県告示第百八十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
 令和四年三月二十五日

（社会福祉課）

	名 称		所 在 地	令和四年三月三十一日
--	-----	--	-------	------------

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
阿部 貴裕	二本松市板目沢一二五	二本松市若宮二丁目一五一番地六

（社会福祉課）

福島県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住 所	名称	所 在 地	
			変 更 前	変 更 後
阿部 貴裕	二本松市若宮二丁目一五一番地六	阿部接骨院	二本松市若宮二丁目一五一番地二	二本松市若宮二丁目一五一番地六

（社会福祉課）

福島県告示第百九十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により、令和四年三月二十五日次のとおり育種母樹林を指定した。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあっては面積	法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育二五号	育種母樹林	スギ	郡山市安積町成田字西島坂七一一	本数（本） 面積（ha）	福島県
				四七一 〇・二〇	

（森林整備課）

福島県告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 南相馬市原町区北泉字地藏堂二の四、二〇九の三、二一〇の二、二一一の三、二一二の二、二二五の三、二二七から二二九まで、二二二から二二七まで、二二八の二、二二九の四、二三一の三、二九一の二、二九二、二九三の一、二九四から二二六まで、三二八から三三〇まで、三三一の一から三三二の八まで、三三一の一、三三二の一、三三三、三五八、三五九、三七〇の三、三七八、三八一の二、三八八の三、五〇六、五三三、五三四、五六四の一から五六四の三まで
 - 二 指定の目的
 - 潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (一) 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道郡山 湖南線	郡山市逢瀬町多田野字 勿石一番一地从先 同 市逢瀬町多田野字 東只子一番一〇地先ま で	変更前 A 七・九 八八・九 七・九 一三四・六 変更後 B 七・九 七八・一	一、〇〇六・九 一、三〇〇・三	一、三〇〇・三

(道路計画課)

福島県告示第百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道豊間 四倉線	いわき市平豊間字塩屋 町一番三地从先 同 市平薄磯字宿崎 三三番七地先まで	変更前 A 一〇・三 四六・二 一二・五 七〇・〇 変更後 B 一二・五 七〇・〇	九二八・〇	八二二・〇

変更後	B 一二・五 七〇・〇	八二二・〇
-----	-------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津 坂下河東 線	河沼郡湯川村大字佐野 目字佐野北六四番一 地从先 同 郡同 村大字熊ノ 目字亀ヶ代二八番一 地先まで	変更前 九・七 二一・六 変更後 一五・七 二八・〇	九一三・九	九一三・九

(道路計画課)

福島県告示第百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 長

一般国道 三四九号	田村市船引町新館字軽 井沢一三九二番地先か ら	変更前 一三・〇〇 六五・〇	八二〇・〇
	同 市船引町新館字軽 井沢一四一四番地先ま で	変更後 一三・〇〇 四七・〇	八二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道浪江 三春線	区 間 田村市船引町新館字軽 井沢一五二二番地先か ら	変更前 の 変更後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	同 市船引町新館字軽 井沢七九二番一地先ま で	変更後	一一・〇〇 二六・〇	一七八・〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 県道広野小高線	供 用 開 始 の 区 間 双葉郡浪江町大字棚塩字町田九七	供 用 開 始 の 期 日 令和四年三月二十五日
------------------	----------------------------------	-----------------------------

番一地从先から 同 郡同 町大字棚塩字赤坂一〇 七番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 県道会津坂下河東線	供 用 開 始 の 区 間 河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北 六四番一地从先から 同 郡同 村大字熊ノ目字亀ヶ代 二八番一地从先まで	供 用 開 始 の 期 日 令和四年三月二十五日
--------------------	---	-----------------------------

(道路計画課)

福島県告示第二百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 一般国道三四九号	供 用 開 始 の 区 間 田村市船引町新館字軽井沢一三九 二番地先から 同 市船引町新館字軽井沢一四一 四番地先まで	供 用 開 始 の 期 日 令和四年三月二十五日
-------------------	---	-----------------------------

(道路計画課)

福島県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年三月二十五日
 福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道浪江三春線	田村市船引町新館字軽井沢一五二番地先から 同 市船引町新館字軽井沢七九二番一地先まで	令和四年三月二十五日

（道路計画課）

福島県告示第二二三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。
 令和四年三月二十五日
 福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道本宮熱海線	本宮市仁井田字吹上三四番一地先から 同 市本宮字山田五一番地先まで
県道飯野三春石川線	二本松市小浜字鳥居町五五番二地先から 同 市小浜字反町五二〇番地先まで
県道福島安達線	二本松市油井字天王田八九番一地先から 同 市油井字北向七九番地先まで
県道二本松安達線	二本松市竹田一丁目七三番二地先から 同 市根崎一丁目四八番一地先まで
県道大橋五百川停車場線	大玉村玉井字矢ノ花四三番二地先から 本宮市荒井字関畑四五番地先まで

県道安達太良山線	二本松市鉄扇町五〇八番九地先から 同 市竹田一丁目二五番地先まで
県道須賀川二本松線	本宮市仁井田字一里壇七七番地先から 同 市仁井田字村山二〇番地先まで

二 指定する期日 令和四年四月一日

（道路計画課）

福島県告示第二二四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十条第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。
 令和四年三月二十五日
 福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一一五号	相馬市山上字山岸二番地先から 福島市松山町一二番地先まで
一般国道四五九号	二本松市三保内七三番一地先から 同 市成田日向三番一地先まで
一般県道いわき上三坂小野線	いわき市常磐下船尾町古内一四〇番地先から 同 市小名浜島字渡地二〇番一地先まで

二 指定する期日 令和四年四月一日

三 通行方法

高さ三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施

- 設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二メートル以上、縦〇・一二メートル以上（又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

（道路計画課）

福島県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 しんとく建設工業株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 好間町上好間一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年十一月十四日
- 四 事業施行期間 平成二十九年十一月十四日から令和六年三月三十一日まで
- 五 事業地 変更なし

（まちづくり推進課）

公 告

公告第69号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年3月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年11月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を、令和4年

4月15日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年4月15日（金）午後5時15分必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県新型コロナウイルス対策本部 感染症対策班 ワクチン接種チーム
電話024-521-1154

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年3月25日（金）から同年4月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書及び入札等関連資料を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年4月8日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年5月10日（火）午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館5階502会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年5月9日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: commissioning of the Fukushima Prefectural Project to promote COVID-19 vaccinations 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 10 May, 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 9 May, 2022
- (4) Contact point for the notice: Vaccination Team, Infect Prevention Section, Fukushima COVID-19 Response Task Force, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-1154
(福島県新型コロナウイルス対策本部感染症対策班ワクチン接種チーム)

公告第七十号

港湾施設の概要を公告する件（平成十四年福島県公告第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一の表相馬港の部中別紙図面を次のように改める。
一の表相馬港の部相馬プレジャーボート用指定泊地Aの項中「二二〇平方メートル」を「二七〇平方メートル」に改め、同部相馬プレジャーボート用指定泊地Bの項中「二二〇平方メートル」を「四二〇平方メートル」に改め、同部相馬プレジャーボート用指

定泊地Dの項中「二二〇平方メートル」を「四二〇平方メートル」に改め、同部中

泊地	相馬プレジャーボート用指定泊地E	別紙図面 のとおり	一八〇平方メートル	水深二メートル
泊地	相馬プレジャーボート用指定泊地F	別紙図面 のとおり	一六二平方メートル	水深二メートル

を

泊地

に改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の図面は、福島県河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び小名浜港湾建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（港湾課）

公告第七十一号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 名称
あづま総合運動公園

二 位置

福島市佐原字上原前、字押切川、字神事場及び字中原前地内

三 区域

別添図面のとおり

四 供用開始の期日

令和四年四月一日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県県北建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

令和四年三月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者
令和四年三月一日	いわき市平字下川原三八番地の一	いわき市平第十八区集会所	いわき市長
令和四年三月一日	いわき市平豊間字兎渡路二九一番地の九	いわき市豊間南集会所	いわき市長

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和四年三月十一日付け定例第二百七十四号中

一一七	上	後ろか	岡部 義邦	いわき市三和町下市萱字竹
ら七			いわき市三和町下市萱字竹	ノ下九五

ノ
下
九
五